

木更津市立少年自然の家キャンプ場指定管理者の指定に関する要項

令和 5 年 7 月
木更津市教育委員会

木更津市立少年自然の家キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の指定管理者については、木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年木更津市条例第17号。以下「手続条例」という。）等に定めるもののほか、この要項の定めるところにより、指定管理者の指定手続等を行います。

1 施設の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 名 称 | 木更津市立少年自然の家キャンプ場 |
| (2) 所 在 地 | 木更津市真里谷 5343 番地 8 |
| (3) 設置年月日 | 昭和 60 年 4 月 1 日 |
| (4) 設 置 目 的 | 少年の健全な育成及び市民相互の交流を図る目的のため設置しています。 |
| (5) 施設の概要 | 敷地面積 143,80644 m ² 北キャンプ場 キャビン 3（収容8人程度） 炊事場 1（かまど10基・流し） トイレ 1（水洗・男7・女4） 西キャンプ場 テント 5（収容10人程度） キャビン 3（収容8人程度） 炊事場 1（かまど10基・流し） トイレ 1（水洗・男7・女4） 南キャンプ場 水道 1 その他の施設 屋根付き広場 138 m ² （テーブル・椅子10卓設置） シャワー室 男女別各3、温水 自由広場 1,260 m ² （広場、キャンプファイヤー場） 管理棟 1（事務室、備品保管室） 駐車場 大型車2台、普通車48台 |

2 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）とします。

3 指定管理者が行う業務の内容

指定管理者は、次に掲げるキャンプ場の業務を行います。

- (1) キャンプ場の使用許可を受けた者にキャンプ場の施設及び設備を使用させる業務
- (2) その他キャンプ場の管理上木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると定める業務

4 指定管理料

- (1) 教育委員会が指定管理者に対して支払うこととなる指定管理料の上限額は、次のとおりです。よって、この上限額を上回る申請の場合は失格となります。

指定期間総額 16,033 千円（消費税及び地方消費税相当額込み）

なお、上記金額は、今後見込まれる千葉県最低賃金（地域別最低賃金）の変動額を加味して設定しています。

- (2) 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の四半期毎（4月・7月・10月・1月）に支払うものとします。

※ 上記1から4までに掲げる事項の詳細については、「木更津市立少年自然の家キャンプ場指定管理者に関する仕様書」のとおりです。

5 応募資格

- (1) 少年の健全な育成及び市民相互の交流を図るとともに、文化財である「真里谷城跡」の保存と調和という観点から、キャンプ場を適正に管理運営できる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること（法人格の有無は問わない。）。

なお、個人で応募することはできません。

- (2) 複数の団体で連合体を構成して応募する場合は、あらかじめ連合体結成の協定書により定められた代表者が申請手続きを行うこと（他の法人等は構成員とする。）。

- (3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 応募書類提出時点において、木更津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けている者

ウ 木更津市税（ただし、木更津市内に事業所がある場合に限る）、所得税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

エ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者

オ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していない者

カ 次に示す暴力団排除措置事由に該当する者

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。

(イ) 役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）もしくはこ

れに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。

(ウ) 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(カ) 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

6 指定管理者の指定スケジュール

指定管理者の指定までのスケジュールは、概ね次のように予定しています。詳細については、次項以降で確認してください。

| | 内 容 | 日 程 |
|-------|------------------|-----------------|
| 指定の申請 | 要項等の配布 | 令和5年7月 3日～ |
| | 現地説明会の開催 | 令和5年7月16日 |
| | 質問の受付 | 令和5年7月18日～25日 |
| | 質問の回答 | 令和5年7月28日 |
| | 申請書の受付 | 令和5年8月 1日～10日 |
| 選定手続等 | 指定管理者候補者選定委員会 | 令和5年10月上旬 |
| | 指定管理者候補者の決定通知 | 令和5年10月下旬 |
| | 指定管理者の指定議案の提案、議決 | 令和5年11月下旬～12月中旬 |
| | 指定管理者指定通知書の交付 | 令和5年12月 |
| | 指定管理者との協定締結 | 令和6年1月～2月 |

7 申請書類等

(1) 指定管理者指定申請書（規則別記第1号様式） 正1部

(2) 施設の管理に係る事業計画書 11部（正1部・副10部）

令和6年度から令和8年度までの事業計画について提案してください。

(3) 施設の管理に係る収支計画書 11部（正1部・副10部）

令和6年度から令和8年度までの収支計画について提案してください。

(4) 団体の経営状況を説明する書類 11部（正1部・副10部）

財務状況を明らかにすることができる書類であり、決算書類（申請日の直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び資産等の状況を示す書類）等です。

- (5) 団体の組織及び概要を記載した書類 11部（正1部・副10部）
団体の組織、沿革その他の事業の概要を記載した書類
- (6) 団体の役員名簿 11部（正1部・副10部）
- (7) 団体の定款の写し、規約又はこれらに類する書類 11部（正1部・副10部）
- (8) 法人にあっては、法人の登記事項証明書 2部（正1部・副1部）
- (9) 納税証明書又は完納証明書 11部（正1部・副10部）
法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書各1ヵ年分
木更津市内に本社がある場合は、市税（法人市民税・代表者個人の市県民税）及び国税（法人税・消費税及び地方消費税）

8 現地説明会

指定管理業務等についての説明会を、令和5年7月16日（日）午後6時00分からキャンプ場において行います。

9 指定申請に関する質問の受付

指定申請に係る質問は、次により行ってください。

(1) 質問の方法

郵送、FAX、電子メール又は質問書の持参のいずれかで行ってください。

(2) 質問の受付期間

令和5年7月18日（火）午前8時30分～25日（木）午後5時（必着）

(3) 質問の受付場所

木更津市教育委員会教育部生涯学習課

〒292-8501 木更津市朝日3-10-19

電話 0438-23-5278

FAX 0438-25-3991

電子メールアドレス gakushu@city.kisarazu.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年7月28日（金）までに申請者にお知らせします。

10 申請書類等の提出等

指定管理者の指定の申請は、次により申請書等を提出してください。

(1) 受付期間及び受付時間

令和5年8月1日（火）から8月10日（木）まで

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付窓口及び提出方法

申請書類は、生涯学習課（木更津市役所朝日庁舎2階）まで持参してください。

(3) 追加書類の提出

教育委員会が必要と認める場合は、申請書類以外の書類を求める場合があります。

(4) ヒアリングの実施

教育委員会が必要と認める場合は、申請書類の提出後にヒアリングを行う場合があります。

(5) 著作権の帰属

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、教育委員会は指定管理者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

(6) 費用の負担等

ア 申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

イ 申請書類は、返却しません。

11 指定管理者候補者の選定等

(1) 選定の進め方

ア 指定管理者の候補者となる団体（以下「指定候補者」という。）は、木更津市が設置する指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査の結果、指定管理者として可と判断された者とします。

なお、審査の結果、基準に達していない場合は、該当者なしとする場合があります。

イ 選定委員会の審査結果に基づき、教育委員会が指定管理者候補者を選定します。

(2) 審査内容

選定委員会における指定候補者の選定に当たっては、選定基準ごとに審査（評価）基準を参考に可否を判断し、その結果に基づき総合的に可と評価した委員が過半数を超えた場合に指定候補者とします。

| 選 定 基 準 (条例規定事項) | 審査（評価）基準 | 採点（○で囲む） | 採点の参考とする事項等 |
|---|---|----------|-------------|
| 1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号） | (1) 管理運営の理念、姿勢について ・ 申請団体の経営理念は、利用者の平等性の観点から適切か ・ 施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2) 利用者の平等な利用の確保について | 可・否 | ・ 事業計画書 |

| | | | |
|--|---|------------|---|
| <p>2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）</p> | <p>(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 利用促進、利用者増への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について (8) 指定管理料の相対的評価について</p> | <p>可・否</p> | <p>・事業計画書 ・収支計画書</p> |
| <p>3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号）</p> | <p>(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・ 職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について</p> | <p>可・否</p> | <p>・団体の経営状況を説明する書類 ・団体の組織及び概要を記載した書類 ・事業計画書 ・収支計画書</p> |
| <p>4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）</p> | <p>(1) 社会的弱者への対応について</p> | <p>可・否</p> | <p>・事業計画書</p> |
| <p>総合評価</p> | | <p>可・否</p> | |

(3) 選定結果

- ア 選定結果は、文書をもって通知します。
- イ 指定候補者の選定後、選定した指定候補者名及び審査内容の概要について公表します。

(4) 市議会の議決

- ア 教育委員会は、地方自治法の規定に基づき指定候補者を指定管理者に指定する議案（以下「指定議案」という。）を令和5年12月木更津市議会定例会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。
- イ 次に掲げる場合であっても、指定候補者がキャンプ場に係る業務及び管理の準備のために要した費用等については、一切補償いたしません。
 - (ア) 指定議案を木更津市議会が否決したとき。
 - (イ) 指定議案について、木更津市議会が会期中に議決に至らなかったとき。
 - (ウ) 上記アただし書により、教育委員会が指定候補者の選定を取り消したとき。

12 指定管理者の指定手続等

(1) 指定管理者の指定

指定議案の議決後に、指定管理者に指定します。指定管理者の指定をしたときは、告示するとともに、当該指定候補者に「指定管理者指定通知書」により通知します。

(2) 指定管理者との協定締結

前記(1)の手続の後、指定管理者は教育委員会と協定を締結します。

(3) 協定内容

- ア 事業計画書に関する事項
- イ 指定施設の使用料に関する事項
- ウ 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- エ 市が支払うべき指定施設の管理費用に関する事項
- オ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- カ 指定施設の管理に関し保有する個人情報（木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）の保護に関する事項
- キ 指定施設の管理に関し保有する情報の公開に関する事項
- ク 教育委員会による指示・指導に関する事項
- ケ 指定管理者が変更となる場合の引継ぎに関する事項
- コ 事業計画が達成されなかった場合の対応に関する事項
- サ 公の施設で事故が発生した場合の対応に関する事項
- シ モニタリングに関する事項
- ス 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める事項

13 指定管理者の指定の取消

指定管理者が行う管理運営の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

- (1) 管理運営する施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき。
- (2) 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。
- (3) 当該施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失ったとき。
- (4) 申込時に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (5) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時。
- (6) 指定管理者の指定管理業務以外における法令違反等により、管理業務を継続させることが社会理念上著しく不相当と判断される時。
- (7) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき。
- (8) 不可抗力(暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの教育委員会又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう)により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時。
- (9) 指定管理者から、指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき。
- (10) 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。
- (11) その他、教育委員会が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

14 使用料等

(1) 使用料の取扱い

キャンプ場は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項で定める利用料金制度を導入しませんので、施設の使用料は、木更津市の収入となります。

(2) 帳簿書類等

ア 指定管理者は経理を行うにあたり、自身の団体とは独立した会計帳簿書類及び管理口座等を設けてください。

イ 教育委員会は、必要に応じて施設、附属設備、物品、各種会計書類等の実地検査を行うことがあります。

15 留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員会委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格（選定後に判明した場合には取り消し）となることがあります。

(2) 虚偽の記載

申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

(3) 申請の辞退

申請書類を提出後に辞退する場合には、辞退届を提出してください。

(4) 要項の遵守

指定候補者がこの要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

16 市内雇用

公の施設の雇用に伴い、新たに発生する雇用については、率先して木更津市民の雇用を図るものとします。

17 問合せ及び申請書の提出先

木更津市教育委員会 教育部生涯学習課（木更津市役所朝日庁舎2階）

電話 0438-23-5278

FAX 0438-25-3991

電子メールアドレス gakushu@city.kisarazu.lg.jp